

三条市しらさぎ荘施設指定管理者募集要項

三条市しらさぎ荘の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び三条市しらさぎ荘条例（平成 19 年条例第 2 号）第 3 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) 施設の名称

三条市しらさぎ荘

(2) 設置目的

市民の憩いの場を提供するとともに、地域間及び世代間の交流を促進し、市民の融和を図ることを目的とする。

(3) 所在地

三条市矢田 888 番

(4) 施設規模

延床面積 1,228.95 m²

(1 階 271.27 m²、2 階 757.52 m²、3 階 200.16 m²)

構 造 鉄筋コンクリート造平屋一部 3 階建

敷地面積 約 4,000 m²

施設内容

室 名	面 積
大広間	139.03 m ²
多目的研修室	43.14 m ²
和室	4 室、20.35 m ² (2 室)、20.43 m ² (2 室)
男女浴室	浴室 1 …72.66 m ² 、浴室 2 …111.82 m ² 各脱衣室、便所等を含む
授乳室	8.78 m ²
厨房室・湯沸室	18.22 m ²
ドーム型天体望遠鏡	1 基

駐車台数 60 台（一般用 57 台、障がい者用 3 台）

施設の見取図 別紙資料 1 のとおり

(5) 利用状況（過去 3 年間）

施設名（部屋名）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
しらさぎ荘	94,202 人	77,406 人	99,210 人

(6) 鉱泉水利用 温泉法第 2 条に規定する温泉を利用する施設

2 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日 別紙資料 2 のとおり

(2) 施設の使用許可の基準

しらさぎ荘を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、しらさぎ荘の使用を許可しません。

ア 使用の目的がしらさぎ荘の施設の設置目的に資するものでないとき。

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

ウ 建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。

エ その他指定管理者が管理上不適当と認めたとき。

(4) 使用料及び利用料金

ア しらさぎ荘の利用者は、その用途に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に収めます。

イ 指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。

ウ 利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

区分			利用料金
入館	大人（12 歳以上 65 歳未満）	1 回につき	400 円
	大人（65 歳以上）		300 円
	子供（12 歳未満）		100 円
貸室	和室 1	1 時間につき	500 円
	和室 2		
	和室 3		
	和室 4		
	多目的研修室		1,000 円

（ア）入館の利用料金には、入湯税を含む。

（イ）貸室において、使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用する。

（ウ）貸室において、営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の 10 倍の額の利用料金を徴収する。

エ 利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは後納させることができます。

(5) 利用料金の不還付

指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しません。ただし、次のいず

れかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができます。

ア 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

イ 使用者が使用の取消しを申し出た場合において、指定管理者が正当な理由があると認めたとき。

(6) 施設使用条件等の基準（使用条件の変更、使用の停止、使用許可の取消し等）指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア 使用者が三条市しらさぎ荘条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。

(7) その他必要と思われる事項

3 業務の範囲 詳細は別紙資料 2 のとおり

- (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 応募資格

- (1) しらさぎ荘又はこれに類する施設に関わる維持管理業務の実績を有する団体であること（法人格の有無は問いません）
- (2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は、応募することはできません。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続をしている法人
 - エ 最近 3 年間に於いて、市税・法人税又は消費税・地方消費税を滞納している者
 - オ 応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとな

る者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等
キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

5 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。参加人数は1法人及びその他の1団体につき2人までとしてください。

(1) 現地見学日程

ア 開催日時

令和8年8月27日（木）午前8時30分（所要時間1時間程度）

イ 集合場所

しらさぎ荘前（三条市矢田888番地）

(2) 参加申込み

ア 別添の申込書に必要事項を記入の上、申込みください。

イ 申込締切日

令和8年8月21日（金）

ウ 申込先

〒955-0071

三条市本町三丁目1番4号

三条市市民部地域経営課

電 話 0256-34-5624（直通）

F A X 0256-33-5732

e-mail chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

6 応募方法

(1) 応募書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）

法人のみ必要（申請書提出時の3か月以内の証明とってください）

エ 納税証明書

課税対象団体のみ必要（申請書提出時の3か月以内の証明とってください）

オ 団体の経営状況を証明する書類

（ア）法人…直近2か年間の財産諸表

貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書

（イ）その他の団体…上記に準ずる書類

カ 事業計画書（様式第 2 号）

キ 収支予算書（様式第 3 号）

ク 団体の概要書（様式第 4 号）

ケ その他（自主事業提案書（様式第 5 号）等）

※応募関係書類につきましては、地域経営課窓口に備付けてあります。また、三条市ホームページからダウンロードできます。

(2) 応募期間

令和 8 年 8 月 17 日(月)から令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

(3) 提出場所

〒955-0071

三条市本町三丁目 1 番 4 号

三条市役所 市民部地域経営課

電 話 0256-34-5624（直通）

F A X 0256-33-5732

e-mail chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

(4) 提出部数及び提出方法

データ及び紙での提出とします。データは、上記(3)のアドレス宛に提出ください。紙は、2 部（正 1 部 副 1 部（副は復写可））提出ください。紙の提出方法は、持参又は書留郵便によるものとします。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

7 選定方法について

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し審査・選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア 選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。

イ 指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て指定されます。

(3) 選定の基準

別紙資料 3 審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がありますので、その際は、別途連絡します。

8 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取

消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

9 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料総額（概算額）221,633,130 円

(2) 支払方法

毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払い時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することになります。

(4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、施設修繕費、委託料（施設設備保守点検料）、地域間交流事業費、公課公租費、保険料ほか）

(5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 個別経費の取扱い

修繕及び施設整備については、市との協議事項とします。

(7) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

10 利用料金制に関する事項

(1) 施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

利用料金収入の見込額 年 31,463,850 円（令和7年度決算額）

(2) 市が定めた基準に基づき、利用料金の減免を行います。

(3) 雑入（貸室使用料ほか）見込額 年 1,663,000 円（令和7年度決算額）

(4) 入湯税の徴収義務が発生します。

入湯税の見込額 年 13,767,000 円（令和7年度決算額）

11 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

12 質問等について

この要項等の内容に関する質問は、次により受け付けます。

(1) 提出方法

質問は、別添の質問書により、郵便、FAX 又は電子メールで提出ください。
なお、電話による問合せは受け付けておりません。

(2) 提出期間

令和8年9月4日（金）午後5時まで必着のこと。

(3) 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。

13 その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開する場合がありますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。